

## 各国のトピックス

## 社会保障改革令の国会承認

(フランス)



フランス政府は昨年8月、社会保障改革に関する4つの命令 Ordonnances を出した(本誌創刊号参照)。本命令の根拠となった特別権限委任法(1967年6月22日)第2条には、「前条によってとられる命令の承認に関する法案は、少なくとも1967年12月31日までに国会へ提出されなければならない」と規定されていたにもかかわらず、政府はこの手続きを怠ってきた。事実、すでに昨年9月政府は首相のラジオ・テレビ会見を通じて、改革令に関する国会審議を1968年春にもち越す方針を明らかにしている。ところがこの春には、すでに広く報ぜられたように、《5月危機》と

称される未曾有の社会混乱が生じ、学生および労組による反政府運動の進展によってあわやドゴール大統領の退陣という事態さえ予想されかねない情勢になった。しかし《5月革命》は反政府側の完全な敗北とあってよい結果に終わり、6月の総選挙では与党の圧倒的な勝利が確認された。このようにゆるぎない安定政権を確立したとはいえ、政府は《5月危機》の過程で、労組側に示さざるを得なかったいくつかの譲歩策に制約されている。とくに5月25日から27日にかけて行なわれた事態收拾のための、政府、企業、労組の三者会談——いわゆる《グルネル交渉》の協定を無

視することは許されない。そしてこの協定には、社会保障改革を国会で審議するという一項目が含まれていた。

こうして政府はようやくさる7月10日、閣議において社会保障改革令の承認を求める法案を国会へ上程することに決定した。政府はこの閣議終了後のコミュニケで「議員はこの法案に対し修正案を提出することができ、また政府はこれを尊重する」という声明を出したほか、7月20日前後に各労組、医師組合、共済組合等の代表者を招きその意見を聴くなど、かなり柔軟な態度を示した。主要労組はもちろん、特別権限委任法の公布時から主張しつづけている改革令反対の立場を堅持し、その廃止を要求した。たとえばCFDT(フランス労働民主同盟)は、7月20日の社会問題相との会談において「これらの命令の施行は一般制度の《城壁を撤去 démanterer》せしめ、その組織を破壊し、保障と連帯の原則を保険と扶助の、人間の尊厳に反する時代遅れの観念に代えることになる」として、あらためて改革令の廃止を要求した。CGT(労働総同盟)もほぼ同様の趣旨で廃止の要求を行な

った。これに対し同じ労組でも FO（労働者の力）は、改革令廃止を主張せず、他の労組が目の敵にしている社会保障金庫理事の指名制に同意していることは注目に値する。

7月22日15時から開かれた国民議会において、改革令に関する審議がいよいよ開始された。まず一般討論では、5月31日の内閣改造で前任者ジャンヌネイ氏に代わり社会問題担当相に就任したモーリス・シューマン氏が登壇し、次のような主旨説明を行なった。「私は社会保障の《城壁を撤去》するのではなく、反対にこれを防衛することを目的とした政策を擁護する。今後の施策は次の3つの考え方を指針とする。第1は《グルネル協定》の精神と、年末までに提出される予定の労組の企業経営参加に関する法案とを関連づけること。第2は、社会保障において財政均衡を求めることは、政策の重要な支柱ではあるが、それだけがわれわれの社会政策の動機づけではないこと。第3は、医療と保健に関しフランス国民のあいだに真の愛国心を喚起することである。次に最近の社会保障の財政状況について述べると、今年初めにはすでに昨

年の改革の成果が現われている。すなわち1968年第1・四半期で収入が前年に比し約11%増であったのに対し、出費の増加率は5%にとどまっている。国庫が負担すべき費用を一般制度が不当に負担させられているという非難があるが、1967年の改革によって国庫が7億フランを負担することになったことを指摘したい。今年度はこの額を上回り、補束手当分の6億5,000万フランと、家族手当金庫への特別贈与金2億2,400万フランが国家予算から出されることになっている。

私は改革令における社会保障理事会の構成を労使同数とする原則が問題にされていることを承知している。しかしこの制度が、まるで新しいものであるかのように告発されていることは納得できない。1947～1948年および1958年の協定により設立された補足的退職年金制度および失業保険制度はすべて、最も代表的な機関によって指命された同数の労使代表により管理されており、しかも受給者たちはこの方式の改正にはどのようなものにも、何回も公式に反対している。次に最も多い不満は、この理事の選出法を指名制にあらため

た点にあるが、22年前に支持されていたのはこの指名制であった。しかもこの指名制を支持したのは共産党の諸君であり、私たちではなかった。私は当時、選挙制に賛成し、共産党の諸君はこれに反対した。今日では立場がまったく逆になっている。将来は一体どうなるだろう。

私の心中では、今回の審議は承認のための討議というより、明確化のためと討議と呼ぶ方がふさわしいのではあるまいか。私の決意は、要するに次の三つの問題を結びつけることにある。すなわち第1は正常に復する努力を継続しなければならない財政均衡の問題。第2は正常化に伴って検討され、採択すべき新しい改善措置の問題。そして最後は、社会保障制度の原理の放棄を強要しかねない運営機構の問題である。」（以上は社会相の発言の全文ではなく適宜抜萃したものである）

以上の社会相演説につづいて、与野党代表の討論が行なわれたが、改革令そのものの廃止を要求する発言を行なったのは、共産党および左翼連合である。この後答弁に立った社会相は、次の2点を明らかにした。家族手当

の地域別減率制の撤廃については、政府もその主旨には賛成であるが、財政的な見地からその時期を明示するわけにいかない。疾病保険の患者一部負担については、政府は国民連帯基金の年金受給者に対しては、従来の率(20%)まで引き下げることに決定した。

ここで一般討論が終了し、共産党および左翼連合による命令廃止の要求の採決にはいり324票対97票で否決された。この後四つの命令のおのおのにつき修正案が討議されたが、その結果可決された主要な修正点は次のとおりである。

1. 医師、歯科医師、薬剤士および共済組合の代表者が疾病保険金庫理事会における発言権を確保した。

2. 疾病保険、老齢保険、家族手当の各全国金庫の権限がさらに強化された。

3. 温泉療法に対する傷病手当金廃止の規定が緩和され、例外的にこれを認めることができるようになった。

4. 入院費の自己負担に関して、長期疾病および高額な治療費を要する場合には、これを一部または全部免除し、国民連帯基金の補

足年金受給者に対しては全額免除するようになった。(一般の自己負担は《グルネル交渉》により、本年7月1日から当初の30%を25%に引下げる事が決定している。)

5. 家族給付に関して、単一賃金手当および主婦手当はその必要がある場合、扶養児童の数と年齢および家族の収入に応じて定められることになった。

6. 任意保険制度については、登録期限が1969年7月1日まで延長された。

7. 命令に次のまったく新しい3条項が附加されることになった(これは与党議員の提案ではなく、中道派——PDMの提案に基づくものである)。

(1) 第6次経済社会発展計画の主要な選択に関する国会への報告には、社会保障給付の主要部門がいかにか改善され得るかという仮定が記載される。また同報告はこれらの仮定に基づき、それぞれの場合に生じ得る経済的財政的影響を明らかにする。

(2) 国会の承認を求めるために付託される第6次経済社会発展計画案は、社会保障給付の主要部門のそれぞれにつきその改善の見通

しを備える。この計画案は、国民生産の成長に比例して定められる社会保障給付全体の進展を予想し、かつ収支均衡を確保するためにとるべき適切な措置を明示しなければならない。

(3) 毎年最初の常会の際、前年度における各種社会保障給付の財政状況を分析した報告が国会へ提出されなければならない。同報告は必要な場合、社会保障給付の改善が経済社会発展計画により定められた枠内におさまるように、主要な給付およびその経済的財政的均衡に関して打ち立てらるべき補償ならびにとるべき措置を明確にしなければならない。

以上のような修正案の採決が終了した後、あらためて改正令全体に対する採決に入り、賛成312票、反対102票で可決された。

同法案は23日午後、上院へ付託されたが、上院は二度にわたりこれを否決した。しかし国民議会は7月25日午後、両院合同委員会による修正点を元に戻し、最終的にこれを採択した。

以上のように、今回の国会の審議によって1967年の社会保障改革令は、無視できない多

くの修正をこうむった。しかしその修正点の多くは部分的なものにとどまり、改革の基本線は維持されたといつてよい。ここにいう改革の基本線とは次の2点である。1. 一般制度の運営機構を、疾病、老齢、家族手当の3大部門に分離し、また各金庫の理事会の構成を労使同数の指名制に変えたこと。2. 三部門別の財政自治権を確立し、各金庫の理事会に財政均衡を維持する責任を課したこと。

さまざまな曲折を経ながらフランスの社会保障改革は着々と既成事実を積み重ねつつあるが、わが国と同様な医学部学生のスとという事実にも示されている医学教育および病院制度等の問題をはじめ、かずかずの問題が残されている。

*Le monde*, 1968. 7. 11, ほか

(平山卓 国立国会図書館)

## 飢餓に悩むアメリカ

(アメリカ)



世界でもっとも富める国アメリカで、現在約1,000万人が慢性的飢餓に苦しみ、2,900万人と推定される貧困者の3分の1から2分の1が飢餓と栄養障害の一手手前の状態にあるといわれる。

このショッキングなニュースは、さる4月22日に出版された「アメリカにおける飢餓およ

び栄養障害に関する市民調査委員会 Citizen's Board of Inquiry into Hunger and Malnutrition in the U.S.」の報告書「アメリカの飢餓 *Hunger, U.S.A.*」によって報ぜられたものである。同報告書はアメリカ国民の前に、想像を絶する貧困と飢餓の全貌をあますところなく訴えとともに、怠慢な政府に救済対策を早

急に樹立すべく勧告している。これに対し政府がわは、今までなんらの事態收拾の努力を払わなかったわけではない。昨年慎重な議会審議の結果、現行政策で十分対処が可能だという結論に到達したのだと反論している。

もちろん、この深刻な憂慮事態は、老大なベトナム戦費に追いまくられ、しだいに無気力化しつつある現行社会保障制度の諸プログラムの欠陥を如実に指摘するものであろう。当然国内に世論は喚起され、それが日増しに高潮化しつつあり、いまや政府も関係筋も再びなんらかの誠意の表明を迫られているのである。

### 飢餓に関する証言と 議会の動き

昨年4月から上院の「雇用・人力開発および貧困」の小委員会は、アメリカ東南地方の住民の貧困から生じる飢餓と栄養障害の実態を調査していたが、7月11日の同小委員会の公聴会において、現地調査団の1人であるRaymond M. Wheeler博士は、南部およびその周辺15州の300万以上に及ぶ貧困階層の人々